

**介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業 重要事項説明書**

あなた（契約者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 陵幸会
主たる事務所の所在地	〒893-1103 鹿児島県鹿屋市吾平町麓3805番地
代表者（職名・氏名）	理事長 長崎 春代
設 立 年 月 日	昭和61年 7月 4日
電 話 番 号	0994-58-5055

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	陵幸園デイサービスセンター	
サ ー ビ ス の 種 類	第1号通所事業	
事 業 所 の 所 在 地	〒893-1103 鹿児島県鹿屋市吾平町麓3805番地	
電 話 番 号	0994-58-6255	
メールアドレス	ryoukougai@ryoukougai.jp	
ホームページ	https://ryoukougai1987.com/	
指定年月日・事業所番号	平成12年 1月28日指定	第4677500037号
実施単位・利用定員	1単位	定員30人
通常の事業の実施地域	鹿屋市及び肝属郡全域	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある契約者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、第1号通所介護事業を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、契約者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、契約者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他契約者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、契約者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営 業 日	月 ～ 土
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時45分から午後3時45分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 1名
看護職員	常勤 1名
介護職員	常勤 4名
機能訓練指導員	常勤 1名

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 佐々木 美紀代
管理責任者の氏名	管 理 者 長崎 春代

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（１）第１号通所事業の利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。

【基本部分】

契約者の 要介護度	基本利用料【 ケアプランに回数が記載されます 】
事業対象者 要支援１	（イ）1,798円/月＜1週当たりの標準的な回数を定める場合＞
	（ロ）436円/日＜1月当たりの回数を定める場合。1月4回まで＞
事業対象者 要支援２	（イ）3,621円/月＜1週当たりの標準的な回数を定める場合＞
	（ロ）447円/日＜1月当たりの回数を定める場合。1月8回まで＞

※総合事業指定の保険者で取り扱いが違う場合があります。

鹿屋市

①初回利用時は日割り計算となります。

②1ヶ月以内に、短期入所生活介護を利用した場合、または入院した場合は日割り計算となります。ただし、当月内に退院した場合は、月額算定が可となります。

肝付町

①初回利用時は日割り計算となります。

②その他事項による日割り計算については、ご利用者またはご家族・担当ケアマネジャーと協議したうえでの算定となります。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）		基本利用料
生活機能向上 グループ活動加算	生活機能の向上に対して実施される日常生活上の支援を行った場合		100円
運動器機能向上加算	運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練を行った場合		225円
栄養改善加算	低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合		150円
口腔機能向上加算	口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔掃除の指導もしくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施を行った場合		150円
選択的サービス 複数実施加算Ⅰ	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合	要支援1	480円
選択的サービス 複数実施加算Ⅱ		要支援2	700円
事業所評価加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合		120円
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	要支援1	88円
		要支援2	176円
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）		要支援1	72円
		要支援2	144円
サービス提供体制 強化加算（Ⅲ）		要支援1	24円
		要支援2	48円

※介護職員処遇改善加算（Ⅱ）イ

ご利用総介護報酬金額に加算率(10.9%)を乗じた金額を加算します。

（２）その他の費用

食 費	食事の提供を受けた場合、1回につき600円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、実費をいただきます。
そ の 他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、契約者負担が適当と認められるもの（契約者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

（３）利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前にご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日(午後５時３０分)までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日(午後５時３０分)までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をいただく場合があります。
但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日午後５時３０分までに申し出がなかった場合	食費６００円

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

（４）支払い方法

上記（１）から（３）までの利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日までに、現金でお支払いください。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 鹿児島銀行 笠之原出張所 普通預金 ２２８４４ 名 義 社会福祉法人 陵 幸 会 陵幸園デイサービスセンター 園 長 長 崎 春 代

９．緊急時における対応方法

サービス提供中に契約者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10．安全対策及び介護事故発生時の対応について

安全管理委員会を定期的（３ヶ月に一回以上）あるいは必要時に開催し、施設の安全対策を協議・検討いたします。利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者及び身元保証人又は後見人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ記録を整備します。事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。年に２回以上の研修を行います。

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに契約者の家族、担当の地域包括

支援センター及び鹿屋市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 身体拘束適正化対策及び高齢者虐待防止

身体的拘束廃止推進委員会及び高齢者虐待防止委員会を定期的（3ヶ月に一回以上）あるいは必要時に開催し、当施設の身体拘束ならびに高齢者虐待の状況を協議・検討し、廃止へ向けた取り組みを行います。協議内容については、記録を整備し職員へ周知いたします。また職員に対して、高齢者虐待防止の基礎的内容の適切な知識を普及・啓発するために、年に2回以上の研修を行います。事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しません。

12. 非常発生時の対応について

災害時の対応	別途定める「陵幸園消防計画」にのっとり対応を行います。
平常時の訓練	別途定める「陵幸園消防計画」にのっとり年2回以上の消防訓練を
防災設備	非常通報装置等、消防法に定める基準設備を完備しています。
消防計画等	別途定める「陵幸園消防計画」による。

13. 各種対策について

○非常災害や感染症対策

災害や感染症が発生しても必要なサービスを継続的に提供していくため、必要性の高い対策や計画を策定し、感染症ならびに周辺地域において想定される、火災・震災・風水害その他非常災害には、地域との連携にも努めます。

- ・防災設備自動通報装置、スプリンクラー、消火器、消火栓等、避難器具
- ・感染症発生シミュレーション訓練、防災訓練各年2回以上

○褥瘡防止対策

褥瘡対策委員会を3ヵ月に1回以上あるいは必要時に開催し、当施設の褥瘡策を討議・検討し、その効率的な推進を図り、予防と治療を行います。

○感染症対策

感染症対策委員会を3ヵ月に1回以上あるいは必要時に開催します。感染対策委員会では、感染症に対する予防対策を討議・検討し、感染源の隔離、除去及び感染経路の遮断に取り組み、安全な生活環境の構築に努めます。年に2回以上の研修を行います。

14. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0994-58-6255 受付窓口担当者 生活相談員 佐々木 美紀代 受付時間 月～土 8:30～17:30
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付期間	鹿屋市役所高齢福祉課	電話番号 0994-43-2111
	国民健康保険団体連合会	電話番号 099-213-5122
	鹿児島県社会福祉協議会	電話番号 099-257-3855
	鹿屋保健所地域保健福祉課 介護指導課係	電話番号 0994-52-2122

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の契約者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 職員に対するハラスメントに該当する行為に対しては、適切に対応させていただきます。
 - ・暴力又は無理な要求や人格否定等の許容範囲を超える言動
 - ・必要なく体に触れる、執拗に個人の携帯番号を聞く等の性的な言動
- (4) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

14. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

令和 年 月 日

事業者は、契約者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	鹿屋市吾平町麓3805番地	
	事業者名	陵幸園デイサービスセンター	
	説明者職・氏名		印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

契約者	住所	
	氏名	印

身元引受人	住所	
	本人との続柄	
	氏名	印